

平成19年度地方財政対策の概要

総務省自治財政局
平成18年12月

I 平成19年度の地方財政の姿

- | | | | |
|-------------|--------------|-------------------------|-----------------------|
| ① 地方財政計画の規模 | 83兆1,300億円程度 | (前年度比) | △ 200億円程度、△ 0.0%程度) |
| ② 地方一般歳出 | 65兆7,400億円程度 | (") | △ 7,400億円程度、△ 1.1%程度) |
| ③ 「一般財源」総額 | 59兆2,300億円程度 | (") | + 5,100億円程度、+ 0.9%程度) |
| ④ 地方財源不足額 | 4.4兆円程度 | (平 ¹⁸ 8.7兆円) | |
- ※折半対象財源不足を解消(平¹⁸1.4兆円)

- 社会保障関係の国庫補助事業や退職手当等の歳出の自然増がある中で、基本方針2006に沿って、地方歳出を厳しく見直し、一般歳出を△1.1%に抑制

【減要因】

- ・ 給与関係経費(退職手当除く) …… △0.4兆円程度
 - 一般職員等 …… 定員3.4万人純減(5.7%の1年分+5,000人を純減)、給与構造改革等により△3,700億円程度
 - 義務教育教職員 …… △300億円程度
- ・ 投資的経費(単独) …… △3%により、△0.3兆円程度(かい離是正分を除く)

【増要因】

- ・ 一般行政経費(補助) …… 社会保障関係経費(児童手当含む)を中心に+0.5兆円程度
- ・ 退職手当 …… 団塊世代の大量退職に伴い+0.3兆円程度

- 財源不足の補てん(4.4兆円程度)

平成19年度から平成21年度の3年間は従来からの国と地方の折半ルールを継続する。ただし、平成19年度は折半対象財源不足が生じていないことから、以下のとおり補てん措置を講じる

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ① 財源対策債の発行 | 1兆5,900億円程度 |
| ② 臨時財政対策債の発行(既発債の元利償還金分等) | 2兆6,300億円程度 |
| ③ 特別交付金(※) | 2,000億円程度 |

(※) 恒久的減税による減収を補てんする制度であった減税補てん特例交付金が平成19年度から廃止されたことに伴う経過措置として設けられた交付金

- 特別交付金について、地方税収の動向を踏まえ、総額を変えない範囲で、交付期間を2年から3年に延長し、平準化

H19:4,000億円、H20:2,000億円 ⇒ H19~H21:各年度2,000億円

II 安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保

一般財源総額 59兆2,300億円程度（前年度比 + 5,100億円程度、+ 0.9%程度）

・地方税	40兆3,700億円程度	<平 ^⑩ 比	+ 2兆4,700億円程度>
・地方交付税	15兆2,000億円程度	<平 ^⑩ 比	△ 7,000億円程度>
・特例地方債 (臨時財政対策債・減税補てん債)	2兆6,300億円程度	<平 ^⑩ 比	△ 7,300億円程度>
・その他	1兆 200億円程度	<平 ^⑩ 比	△ 5,200億円程度>
計	<u>59兆2,300億円程度</u>	<平 ^⑩ 比	<u>+ 5,100億円程度></u>

< 平^⑩地方税には所得譲与税を含む >

< その他は、地方特例交付金等及び地方譲与税（所得譲与税を除く） >

III 地方交付税の確保

地方交付税の法定率分を堅持した上で総額を確保

15兆2,000億円程度（前年度比 △ 7,000億円程度、△ 4.4%程度）

① 地方交付税の法定率分	14兆6,200億円程度
② 平成18年度からの繰越分	1兆5,200億円程度
③ 交付税特別会計借入金償還	△ 5,900億円程度
④ 交付税特別会計借入金支払利子	△ 5,700億円程度
⑤ 交付税特別会計剰余金の活用等	2,200億円程度

IV 交付税特別会計の新規借入の廃止と計画的償還の開始

1 交付税特別会計の健全化

- ① 新規借入を廃止（平^⑩1.2兆円）
- ② 国負担分残高（約19兆円）を全額一般会計借入金に振替整理
- ③ 地方負担分残高（約34兆円）は平成18年度補正予算から計画的に償還

○ 交付税特別会計借入金のうち国負担分（平^⑩末残高見込18兆6,648億円）を全額国の一般会計借入金に振替整理し、国と地方の負担関係を明確化

○ 交付税特別会計借入金のうち地方負担分（平^⑩補正予算前の平^⑩末残高見込34兆1,509億円）は、現行の償還期限である平成38年度までの償還計画を新たに作成した上で、平成18年度補正予算から償還を開始

平成18年度補正 償還額 5,300億円程度

平成19年度当初 償還額 5,900億円程度

2 一般会計加算の年度間調整

一般会計加算（既往分）平^⑱6,251億円について、今後、交付税特別会計借入金の償還額が増加していく状況を踏まえ、加算時期を調整（年度間調整）

- 平成19年度は、必要な交付税総額・一般財源総額を確保した上で、中期的な交付税の安定的確保に資するよう、今後、交付税特別会計借入金の償還額が増加していく状況を踏まえ、平成19年度一般会計加算（6,251億円）を、平成22年度以降3年間均等に加算

V 財務体質の改善

① 特例地方債（下記※）の減	<平 ^⑱ 3.4兆円 → 平 ^⑲ 2.6兆円程度>
② 一般財源比率の改善	<平 ^⑱ 66.6% → 平 ^⑲ 68.1%程度>
③ 地方債依存度の低下	<平 ^⑱ 13.0% → 平 ^⑲ 11.6%程度>
④ 地方財政の借入金残高の減	<平 ^⑱ 201兆円 → 平 ^⑲ 199兆円程度>

- 地方債総額 9兆6,500億円程度（前年度比 Δ 1兆1,600億円程度、Δ 10.8%程度）
- 【通常債】 4兆8,400億円程度 <平^⑱比 Δ 7,100億円程度>
 - 【退職手当債】 5,900億円程度 <平^⑱比 + 3,300億円程度>
 - 【財源対策債】 1兆5,900億円程度 <平^⑱比 Δ 600億円程度>
 - 【臨時財政対策債】（※） 2兆6,300億円程度 <平^⑱比 Δ 2,800億円程度>
 - 【減税補てん債】（※） 皆 減 <平^⑱比 Δ 4,500億円程度>

VI 決算かい離の一体的是正

地方財政計画と決算の一体的かい離是正を平成19年度も引き続き推進することにより、決算かい離は概ね解消する見込み

平 ^⑰	0.35兆円（一般財源ベース）
平 ^⑱	1.00兆円（一般財源ベース）
平 ^⑲	0.60兆円（一般財源ベース）

平^⑲かい離是正額

投資的経費(単独)(-) 1.2兆円程度	} 一般財源ベース 0.6兆円程度
経常的経費(単独)(+) 0.6兆円程度	

VII 児童手当の拡充に伴う財源措置

- ① 乳幼児加算の創設に伴う地方負担額470億円程度については、平成19年度は、地方特例交付交付金（児童手当特例交付金）により措置
- ② 平成20年度以降は、平成19年度与党税制改正大綱において、「少子化のための国・地方を通じて必要な財源の確保について、税制の抜本的・一体的改革の中で検討する。」とされたことを踏まえ、対応

- 0歳から3歳未満の児童に対する児童手当の月額を一律1万円へ増額
（現行 第一子・第二子5千円 第三子以降1万円）
- 平成19年度児童手当特例交付金（平成18年度拡充分を含む） 総額1,120億円程度

VIII 公債費負担対策

徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を行う地方団体を対象に、平成19年度から3年間で5兆円規模の公的資金（財政融資資金、郵政公社資金、公庫資金）の繰上償還（補償金なし）等を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減

- 政府資金の繰上償還（H19～H21）

対象地方債残高	3兆8,000億円程度以内
（財政融資資金	3兆3,000億円程度以内）
（郵政公社資金	5,000億円程度以内）

対象地方債：普通会計債及び公営企業債（上水道、工業用水道、下水道、地下鉄、病院に限る）の5%以上の金利の地方債

対象団体：金利段階に応じ、市町村合併、財政力、公債費や公営企業資本費等に基づいて段階的に設定（財政力指数1.0以上の団体を除く）

- 公営企業金融公庫資金の繰上償還及び公営企業借換債（H19～H20）

対象地方債残高	1兆2,000億円程度
---------	-------------

対象地方債：公営企業債（上水道、工業用水道、下水道、地下鉄に限る）の5%以上の金利の地方債

対象団体：金利段階に応じ、市町村合併、公営企業資本費等に基づいて段階的に設定

主な地方財政指標

一般財源総額

59.2兆円程度（平^⑩＝58.7兆円、＋0.9％程度）

（注）この場合の一般財源とは、地方税、地方交付税、臨時財政対策債、地方譲与税、地方特例交付金等の計である

一般財源比率

68.1％程度（平^⑩＝66.6％）

（注）この場合の一般財源とは、地方税、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金等の計である

地方債依存度

11.6％程度（平^⑩＝13.0％）

〔臨時財政対策債を含む〕

地方の借入金残高（平^⑩末見込み）

199兆円程度（平^⑩末見込み（当初）＝201兆円）

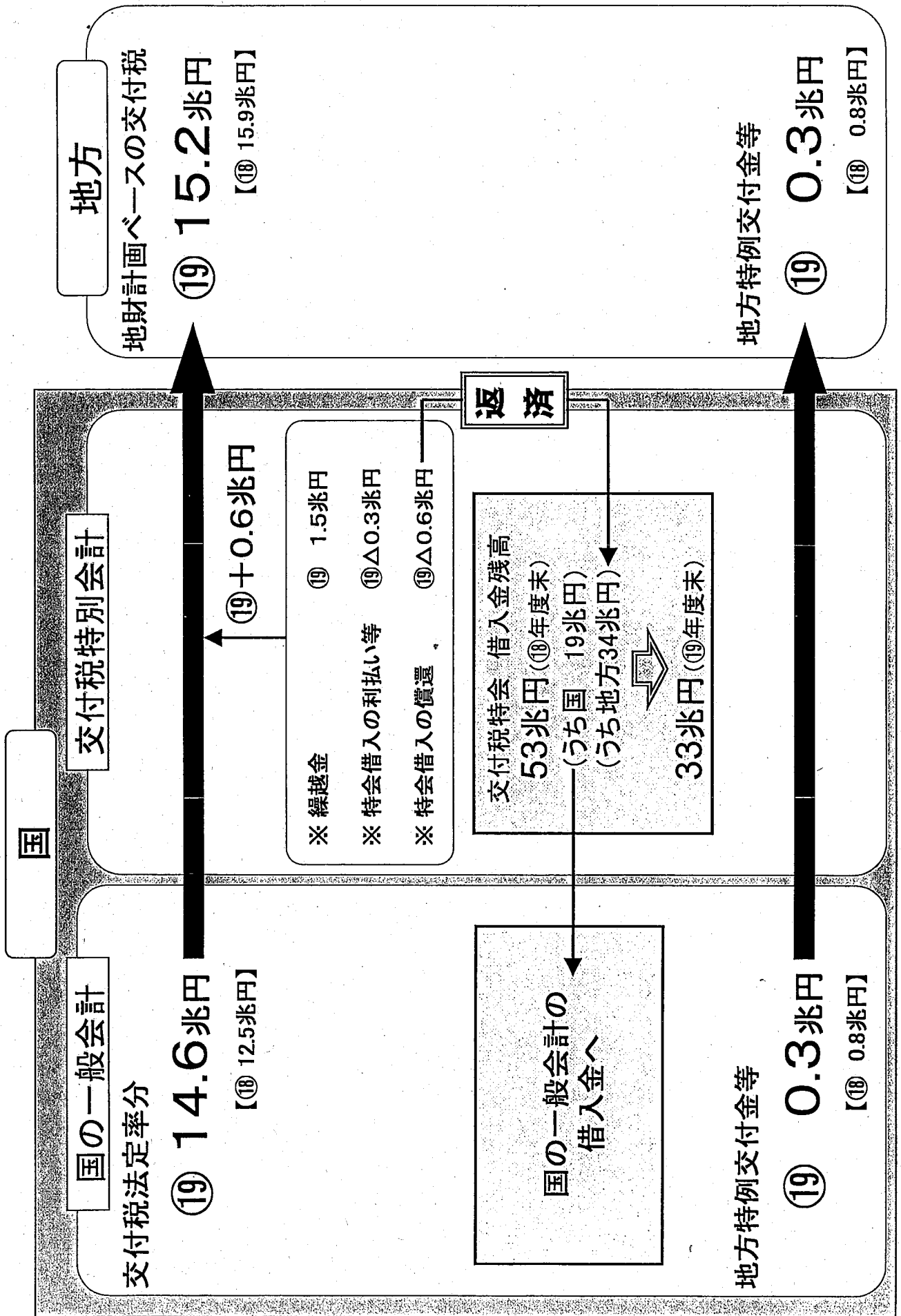
交付税特別会計借入金残高（平^⑩末見込み）

33.0兆円程度（平^⑩末見込み（当初）＝52.8兆円）

（注1）国負担分18.6兆円は全額国の一般会計借入金に振替整理

（注2）地方負担分34.2兆円は平^⑩補正0.5兆円、平^⑩0.6兆円の償還により33.0兆円となる

平成19年度地方交付税等の姿



※交付税特会借入金残高の⑳年度末の数値53兆円は、⑳補正前の見込額である。

公債費負担の軽減対策について

徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を行う地方団体を対象に、平成19年度から3年間で5兆円規模の公的資金（財政融資資金、郵政公社資金、公庫資金）の繰上償還（補償金なし）等を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減

1. 政府資金の繰上償還（H19～H21）

対象地方債：普通会計債及び公営企業債（上水道、工業用水道、下水道、地下鉄、病院に限る）の5%以上の金利の地方債

対象団体：金利段階に応じ、市町村合併、財政力、公債費や公営企業資本費等に基づいて段階的に設定（財政力指数1.0以上の団体を除く）

対象地方債残高 3兆8,000億円程度以内

- 財政融資資金 3兆3,000億円程度以内
- 郵政公社資金（簡保資金） 5,000億円程度以内

2. 公営企業金融公庫資金の繰上償還及び公営企業借換債（H19～H20）

対象地方債：公営企業債（上水道、工業用水道、下水道、地下鉄に限る）の5%以上の金利の地方債

対象団体：金利段階に応じ、市町村合併、公営企業資本費等に基づいて段階的に設定

対象地方債残高 1兆2,000億円程度

うち平成19年度

繰上償還 4,000億円程度
公営企業借換債 2,000億円

3. その他

1及び2の繰上償還については、その財源として、必要に応じ民間等資金による借換債が発行できることとする

公営企業金融公庫の廃止後の新組織 の財務基盤の確保について

「政策金融改革に係る制度設計」等により、公営企業金融公庫は平成20年10月に廃止し、地方公共団体が共同して設立する新組織に移行。新組織は将来にわたる安定的な経営を確保するとともに、現公庫の既往債権等の適切な管理を行うため、財務基盤を現公庫から承継

1. 新旧勘定分離

新たな貸付業務に係る勘定と、既往の資産・債務の管理を行う勘定を分離

2. 債券借換損失引当金

新組織の将来にわたる安定的な経営を確立するため、新・旧両勘定の適切な運営・管理に必要な額を承継

概ね3. 4兆円程度

(新組織移行時に見込まれる債券借換損失引当金の全額)

(新勘定) 概ね2. 2兆円程度

新組織が新たに行う貸付業務について、将来にわたり経営の持続可能性を確保するために必要な財務基盤を確保

(注1) 新組織の事業規模は、地方団体の民間からの資金調達を拡大していく方向を堅持し、財政融資資金と並行して段階的に一定の縮減を図る

(注2) 新勘定に置く2. 2兆円は、現公庫・旧勘定から10年分割で移管

(旧勘定) 概ね1. 2兆円程度

現公庫の保有する貸付債権、既往債券を適切に管理し、政府保証債券等の借換リスクに耐えられるよう財務基盤を確保

3. 公営企業健全化基金、利差補てん引当金

公営企業健全化基金は新勘定に、利差補てん引当金は旧勘定に全額承継